

岩手県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ケアリー東北	宮城県仙台市宮城野区幸町二丁目23番1号	訪問看護ステーション ケアリー岩手一関	一関市南霊隠96番地1 パラシオンキクチB202 号室	令和6年6月1日